

立入検査について

【目的】

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することを目的に実施。

【検査対象】

- ・ 国土交通大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業
- ・ 水道管理業務受託者
- ・ 国が設置する専用水道
- ・ 水道施設運営権者

【確認項目】

需用者の安全・安心の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、経営状況等について確認。

＜具体的には＞

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| ① 資格等に関すること | （水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況 等） |
| ② 認可等に関すること | （認可や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況 等） |
| ③ 水道施設管理に関すること | （施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況 等） |
| ④ 衛生管理に関すること | （健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況 等） |
| ⑤ 水質検査に関すること | （水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況 等） |
| ⑥ 水質管理に関すること | （水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況 等） |
| ⑦ 危機管理対策に関すること | （自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況 等） |
| ⑧ 資産管理に関すること | （経営状況、アセットマネジメントの実施状況 等） |
| ⑨ 情報提供等に関すること | （情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況 等） |
| ⑩ 資源・環境に関すること | （水質汚濁防止法の遵守等、環境保全対策の実施状況 等） |

立入検査の実施状況について

近年の立入検査実施状況

年度	立入検査事業数				指摘件数（延べ）	
	上水	用供	水道管理 業務受託者	計	文書	口頭
R2	24	3	4	31	69	85
R3	4	0	0	4	15	25
R4	13	0	3	16	26	17
R5	17	1	2	20	48	41
R6	20	1	6	27	40	50
R7	15	0	0	15	85	75

令和7年度 指摘件数の内訳

令和7年度	指摘内訳	文書	口頭
①	資格等に関すること	9	5
②	認可等に関すること	6	9
③	水道施設管理に関すること	14	12
④	衛生管理に関すること	13	0
⑤	水質検査に関すること	19	1
⑥	水質管理に関すること	5	1
⑦	危機管理対策に関すること	0	39
⑧	資産管理に関すること	8	8
⑨	住民対応に関すること	10	0
⑩	資源・環境に関すること	1	0

令和7年度 主な文書指摘事例

- 資格等に関すること**
 - 水道の布設工事を自ら施行する場合において、職員への指名をしていなかった。
- 認可等に関すること**
 - 認可申請書において、記載事項に変更が生じたが未届けであった。
- 水道施設管理に関すること**
 - 一部のコンクリート構造物や管路等の点検結果を記録していなかった。
- 衛生管理に関すること**
 - 水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が、不十分であった。
 - 消毒剤注入設備に予備施設が設けられていなかった。
- 水質検査に関すること**
 - 特定のリスクとして懸念される、鉛製給水管を使用した給水栓での検査を行なっていなかった。
 - 水質検査計画において、必須事項の一部記載がなかった。
- 水質管理に関すること**
 - クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある一部の施設において、必要とされる設備が設置されていなかった。
- 資産管理に関すること**
 - 適正な時期に料金の見直しが実施されていなかった。
 - 資産維持費が料金設定の基礎とされていなかった。
- 住民対応に関すること**
 - 需要者に対して、必要事項を毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかった。